

平成15年1月23日

ホルムアルデヒド発散建築材料の審査方法(案)について

国土交通省住宅局
建築指導課

本資料は、本年7月1日に予定されているシックハウスに係る改正建築基準法の施行に向けて、この円滑かつ適確な運用のため、今後のJIS規格・JAS規格の改正を前提としたホルムアルデヒド発散建築材料に係る告示案について、建築関係者向けの運用細目として作成したものである。(なお、JIS規格・JAS規格の改正を前提とした告示案については「建築基準法施行令の一部を改正する政令案及び告示案に係るパブリックコメントの募集について」(平成14年11月22日~12月13日)としてパブリックコメントを実施しているので、そちらを参考にされたい。)

区分	各種のホルムアルデヒド発散建築材料(みなし認定を含む。)に該当するかについての審査方法			
	第一種	第二種	第三種	規制対象外
合板	合板 JAS規格に適合するかどうかを問わず実態上合板に該当するかどうかで判断。右各欄に掲げるものを除く。	<ul style="list-style-type: none"> 改正後のJAS規格による「F₀₁」表示のあるJASマーク 改正前のJAS規格による「F₀₁」表示のあるJASマーク 第二種とみなす旨の大臣認定書 上記の合板の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の合板の素板を用いたことを表示すれば、当該素板は第二種として取り扱う(二次加工に用いる接着剤等については別途審査。) 	<ul style="list-style-type: none"> 改正後のJAS規格による「F₀₀」表示のあるJASマーク 改正前のJAS規格による「F₀₀」表示のあるJASマーク 第三種とみなす旨の大臣認定書 上記の合板の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の合板の素板を用いたことを表示すれば、当該素板は第三種として取り扱う(二次加工に用いる接着剤等については別途審査。) 	<ul style="list-style-type: none"> 改正後のJAS規格による「F₀₀」表示のあるJASマーク 改正後のJAS規格による「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」表示のあるJASマーク 改正後のJAS規格による「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」表示のあるJASマーク 改正前のJAS規格による「F₀₀」表示のあるJASマーク+ガラス・デシケータ法によるデシケータ値が0.3mg/l以下であることを証する試験成績書 規制対象外とみなす旨の大臣認定書 上記の合板の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の合板の素板を用いたことを表示すれば、当該素板は規制対象外として取り扱う(二次加工に用いる接着剤等については別途審査。)

<p>木質系フローリング</p>	<p>木質系フローリング JAS 規格に適合するかどうかを問わず実態上木質系フローリングに該当するかどうかで判断。 右各欄に掲げるものを除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の JAS 規格による「F」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F₀₁」又は「F₀₀」表示のある JAS マーク + ガラス・デシケータ法によるデシケータ値が 1.5mg/l 以下であることを証する試験成績書 ・第二種とみなす旨の大臣認定書 上記の木質系フローリングの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の木質系フローリングの素板を用いたことを表示すれば、当該素板は第二種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の JAS 規格による「F」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F₀₀」表示のある JAS マーク + ガラス・デシケータ法によるデシケータ値が 0.5mg/l 以下であることを証する試験成績書 ・第三種とみなす旨の大臣認定書 上記の木質系フローリングの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の木質系フローリングの素板を用いたことを表示すれば、当該素板は第三種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の JAS 規格による「F」表示のある JAS マーク ・改正後の JAS 規格による「接着剤等不使用」表示のある JAS マーク ・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」表示のある JAS マーク ・改正後の JAS 規格による「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」表示のある JAS マーク ・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F₀₀」表示のある JAS マーク + ガラス・デシケータ法によるデシケータ値が 0.3mg/l 以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書 上記の木質系フローリングの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の木質系フローリングの素板を用いたことを表示すれば、当該素板は規制対象外として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。
<p>構造用パネル</p>	<p>構造用パネル JAS 規格に適合するかどうかを問わず実態上構造用パネルに該当するかどうかで判断。 右各欄に掲げるものを除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の JAS 規格による「F」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F₀₁」表示のある JAS マーク ・第二種とみなす旨の大臣認定書 上記の構造用パネルの素板の表面等に二次加工を 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の JAS 規格による「F」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F₀₀」表示のある JAS マーク ・第三種とみなす旨の大臣認定書 上記の構造用パネルの素板の表面等に二次加工を 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の JAS 規格による「F」表示のある JAS マーク ・改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」表示のある JAS マーク ・改正前の JAS 規格による「F₀₀」表示のある JAS マーク + ガラス・デシケータ法によるデシケータ値が 0.3mg/l 以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書 上記の構造用パネルの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の構造用パネルの

		した場合は、二次加工後の製品に上記の構造用パネルの素板を用いたことを表示すれば、当該素板は第二種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	した場合は、二次加工後の製品に上記の構造用パネルの素板を用いたことを表示すれば、当該素板は第三種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	素板を用いたことを表示すれば、当該素板は規制対象外として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。
MDF	MDF JIS規格に適合するかどうかを問わず実態上MDFに該当するかどうかで判断。 右各欄に掲げるものを除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク ・改正前のJIS規格による「E₁」表示のあるJISマーク ・第二種とみなす旨の大臣認定書 上記のMDFの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記のMDFの素板を用いたことを表示すれば、当該素板は第二種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク ・改正前のJIS規格による「E₀」表示のあるJISマーク ・第三種とみなす旨の大臣認定書 上記のMDFの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記のMDFの素板を用いたことを表示すれば、当該素板は第三種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク ・改正前のJIS規格による「E₀」表示のあるJISマーク + ガラス・デシケータ法によるデシケータ値が0.3mg/l以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書 上記のMDFの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記のMDFの素板を用いたことを表示すれば、当該素板は規制対象外として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。
パーティクルボード	パーティクルボード JIS規格に適合するかどうかを問わず実態上パーティクルボードに該当するかどうかで判断。 右各欄に掲げるものを除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク ・改正前のJIS規格による「E₁」表示のあるJISマーク ・第二種とみなす旨の大臣認定書 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク ・改正前のJIS規格による「E₀」表示のあるJISマーク ・第三種とみなす旨の大臣認定書 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク ・改正前のJIS規格による「E₀」表示のあるJISマーク + ガラス・デシケータ法によるデシケータ値が0.3mg/l以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書 上記のパーティクルボードの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記のパーティ

		上記のパーティクルボードの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記のパーティクルボードの素板を用いたことを表示すれば、当該素板は第二種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	上記のパーティクルボードの素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記のパーティクルボードの素板を用いたことを表示すれば、当該素板は第三種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	クルボードの素板を用いたことを表示すれば、当該素板は規制対象外として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。
その他の木質建材	木材のひき板、単板又は小片その他これらに類するものをユリア樹脂系、メラミン樹脂系、ユリア・メラミン共縮合樹脂系、フェノール樹脂系又はレゾルシノール樹脂系の接着剤により面的に接着し、板状に成型したものの ユリア樹脂、メラミン樹脂、メラミンユリア共縮合樹脂、フェノール樹脂又はレゾルシノール樹脂接着剤を用いているかどうかは、当該木質建材にこれらの接着剤を用いていない旨の表示があるかどうかで判断。 右各欄に掲げるものを除く。	・第二種とみなす旨の大臣認定書 上記の木質建材の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の木質建材の素板を用いたことを表示すれば、当該素板は第二種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	・第三種とみなす旨の大臣認定書 上記の木質建材の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の木質建材の素板を用いたことを表示すれば、当該素板は第三種として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書 ・集成材については、改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」表示のある JAS マーク ・単板積層材については、改正後の JAS 規格による「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」表示のある JAS マーク 上記の木質建材の素板の表面等に二次加工をした場合は、二次加工後の製品に上記の木質建材の素板を用いたことを表示すれば、当該素板は規制対象外として取り扱う（二次加工に用いる接着剤等については別途審査。）。
ユリア樹脂板	ユリア樹脂板 右各欄に掲げるものを除く。	・第二種とみなす旨の大臣認定書	・第三種とみなす旨の大臣認定書	・規制対象外とみなす旨の大臣認定書

<p>壁紙</p>	<p>壁紙 JIS規格に適合するかどうかを問わず実態上壁紙に該当するかどうかで判断。右各欄に掲げるものを除く。</p>	<p>・第二種とみなす旨の大臣認定書</p>	<p>・第三種とみなす旨の大臣認定書 ・改正前のJIS規格によるJISマーク+チャンパー法による放散速度が0.02mg/m²h以下であることを証する試験成績書</p>	<p>・改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク ・改正前のJIS規格によるJISマーク+ガラス・デシケータ法によるデシケータ値が0.2mg/l以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書</p>
<p>接着剤(現場施工、工場での二次加工とも) 二次加工に接着剤を用いた場合は、当該接着剤の名称、右</p>	<p>壁紙施工用でん粉系接着剤 JIS規格に適合するかどうかを問わず実態上これらの接着剤に該当するかどうかで判断。 右各欄に掲げるものを除く。</p>	<p>・第二種とみなす旨の大臣認定書</p>	<p>・第三種とみなす旨の大臣認定書</p>	<p>・改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク ・改正前のJIS規格によるJISマーク+ガラス・デシケータ法によるデシケータ値が0.1mg/l以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書</p>
<p>欄の接着剤に該当するかどうか等を二次加工後の製品の説明書等に記載。</p>	<p>ホムアルテ[®]ヒト[®]水溶液を用いた 建具用でん粉系接着剤 ホムアルテ[®]ヒト[®]水溶液を用いているかどうかは、当該接着剤の名称、説明書等から判断。 JIS規格に適合するかどうかを問わず実態上これらの接着剤に該当するかどうかで判断。 右各欄に掲げるものを除く。</p>	<p>・第二種とみなす旨の大臣認定書</p>	<p>・第三種とみなす旨の大臣認定書</p>	<p>・改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書</p>

	エポキシ樹脂系接着剤 メタクリル樹脂系接着剤 エポキシ・メタクリル共縮合樹脂系接着剤 フェノール樹脂系接着剤 ビジノール樹脂系接着剤 右各欄に掲げるものを除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種とみなす旨の大臣認定書 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三種とみなす旨の大臣認定書 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
保温材	ロックウール保温板 ロックウールフェルト ロックウール保温帯 ロックウール保温筒 グラスウール保温板 グラスウール波形保温板 グラスウール保温帯 グラスウール保温筒 JIS規格に適合するかどうかを問わず実態上これらの保温材に該当するかどうかで判断。 右各欄に掲げるものを除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の JIS 規格による「F」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク + チャンバー法による放散速度が 0.12mg/m²h 以下であることを証する試験成績書 ・第二種とみなす旨の大臣認定書 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の JIS 規格による「F」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク + チャンバー法による放散速度が 0.02mg/m²h 以下であることを証する試験成績書 ・第三種とみなす旨の大臣認定書 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の JIS 規格による「F」表示のある JIS マーク ・改正前の JIS 規格による JIS マーク + チャンバー法による放散速度が 0.005mg/m²h 以下であることを証する試験成績書 ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
	フェノール樹脂系保温材 右各欄に掲げるものを除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種とみなす旨の大臣認定書 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三種とみなす旨の大臣認定書 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書

<p>緩衝材</p>	<p>浮き床用グラスウール緩衝材 浮き床用ロックウール緩衝材</p> <p>JIS規格に適合するかどうかを問わず実態上これらの緩衝材に該当するかどうかで判断。</p> <p>右各欄に掲げるものを除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク 改正前のJIS規格によるJISマーク+チャンバー法による放散速度が0.12mg/m²h以下であることを証する試験成績書 第二種とみなす旨の大臣認定書 	<ul style="list-style-type: none"> 改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク 改正前のJIS規格によるJISマーク+チャンバー法による放散速度が0.02mg/m²h以下であることを証する試験成績書 第三種とみなす旨の大臣認定書 	<ul style="list-style-type: none"> 改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク 改正前のJIS規格によるJISマーク+チャンバー法による放散速度が0.005mg/m²h以下であることを証する試験成績書 規制対象外とみなす旨の大臣認定書
<p>断熱材</p>	<p>ロックウール断熱材 グラスウール断熱材 吹込み用グラスウール断熱材</p> <p>JIS規格に適合するかどうかを問わず実態上これらの断熱材に該当するかどうかで判断。</p> <p>右各欄に掲げるものを除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 改正前のJIS規格によるJISマーク+チャンバー法による放散速度が0.12mg/m²h以下であることを証する試験成績書 第二種とみなす旨の大臣認定書 	<ul style="list-style-type: none"> 改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク 改正前のJIS規格によるJISマーク+チャンバー法による放散速度が0.02mg/m²h以下であることを証する試験成績書 第三種とみなす旨の大臣認定書 	<ul style="list-style-type: none"> 改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク 改正前のJIS規格によるJISマーク+チャンバー法による放散速度が0.005mg/m²h以下であることを証する試験成績書 規制対象外とみなす旨の大臣認定書
	<p>ウリア樹脂系断熱材 メラミン樹脂系断熱材 メラミン・ウリア共縮合樹脂系断熱材</p> <p>右各欄に掲げるものを除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第二種とみなす旨の大臣認定書 	<ul style="list-style-type: none"> 第三種とみなす旨の大臣認定書 	<ul style="list-style-type: none"> 規制対象外とみなす旨の大臣認定書
<p>塗料（現場施工）</p>	<p>アルミニウムペイント 油性調合ペイント 合成樹脂調合ペイント フタル酸樹脂ニス フタル酸樹脂エマルジョン 油性系下地塗料</p>	<ul style="list-style-type: none"> 改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク 第二種とみなす旨の大臣認定書 <p>調色等のため、複数の上記</p>	<ul style="list-style-type: none"> 改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク 改正前のJIS規格によるJISマーク+ガラス・デシケーター法によるデシケ 	<ul style="list-style-type: none"> 改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク 改正前のJIS規格によるJISマーク+ガラス・デシケーター法によるデシケーター値が0.12mg/l以下であることを証する試験成績書 規制対象外とみなす旨の大臣認定書

	<p>一般用さび止めペイント 多彩模様塗料 家庭用屋内木床塗料 家庭用木部金属部塗料 建物用床塗料</p> <p>(いずれも、ウリア樹脂、マミン樹脂、マミン・ウリア共縮合樹脂、フェノール樹脂、ゾルソール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を用いたものに限る。)</p> <p>ウリア樹脂、マミン樹脂、マミン・ウリア共縮合樹脂、フェノール樹脂、ゾルソール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を用いているかどうかは、当該塗料にこれらの樹脂等を用いていない旨の表示があるかどうかで判断。</p> <p>JIS規格に適合するかどうかを問わず実態上これらの塗料に該当するかどうかで判断。</p> <p>右各欄に掲げるものを除く。</p>	<p>の塗料を混合した場合は、混合後の製品に複数の上記の塗料を用いたことを表示すれば、当該製品は第二種として取り扱う。</p>	<p>含有値が0.35mg/l以下であることを証する試験成績書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三種とみなす旨の大臣認定書 <p>調色等のため、複数の上記の塗料を混合した場合は、混合後の製品に複数の上記の塗料を用いたことを表示すれば、当該製品は第三種として取り扱う。</p>	<p>調色等のため、複数の上記の塗料を混合した場合は、混合後の製品に複数の上記の塗料を用いたことを表示すれば、当該製品は規制対象外として取り扱う。</p>
--	---	---	---	---

<p>仕上塗材（現場施工）</p>	<p>内装合成樹脂エマルジョン系薄付け仕上塗材 内装合成樹脂エマルジョン系厚付け仕上塗材 軽量骨材仕上塗材 合成樹脂エマルジョン系複層仕上塗材 防水形合成樹脂エマルジョン系複層仕上塗材 （いずれも、ウリア樹脂、メラミン樹脂、メラミン・ウリア共縮合樹脂、フェノール樹脂、ゾルソール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を用いたものに限る。） ウリア樹脂、メラミン樹脂、メラミン・ウリア共縮合樹脂、フェノール樹脂、ゾルソール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を用いているかどうかは、当該仕上塗材にこれらの樹脂等を用いていない旨の表示があるかどうかで判断。 JIS規格に適合するかどうかを問わず実態上これらの仕上塗材に該当するかどうかで判断。 右各欄に掲げるものを除く。</p>	<p>・第二種とみなす旨の大臣認定書</p>	<p>・第三種とみなす旨の大臣認定書</p>	<p>・改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書</p>
<p>接着剤（現場施工）</p>	<p>酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤 ゴム系溶剤形接着剤</p>	<p>・改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク</p>	<p>・改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク</p>	<p>・改正後のJIS規格による「F」表示のあるJISマーク ・改正前のJIS規格によるJISマーク+チャンパー法に</p>

	<p>ビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤 再生ゴム系溶剤形接着剤 (いずれも、ウリア樹脂、メラミン樹脂、メラミン・ウリア共縮合樹脂、フェノール樹脂、ゾルソール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を用いたものに限る。) ウリア樹脂、メラミン樹脂、メラミン・ウリア共縮合樹脂、フェノール樹脂、ゾルソール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を用いているかどうかは、当該接着剤にこれらの樹脂等を用いていない旨の表示があるかどうかで判断。 JIS規格に適合するかどうかを問わず実態上これらの接着剤に該当するかどうかで判断。 右各欄に掲げるものを除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正前の JIS 規格による JIS マーク + チャンバー法による放散速度が 0.12mg/m² h 以下であることを証する試験成績書 ・第二種とみなす旨の大臣認定書 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正前の JIS 規格による JIS マーク + チャンバー法による放散速度が 0.02mg/m² h 以下であることを証する試験成績書 ・第三種とみなす旨の大臣認定書 	<p>よる放散速度が 0.005mg/m² h 以下であることを証する試験成績書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制対象外とみなす旨の大臣認定書
--	--	---	---	---

試験成績書は、製造者等が出荷段階において公正中立で技術的能力のある機関（建築基準法に基づく指定性能評価機関として指定可能なもの。例えば別添の一覧表に掲げる機関）に依頼して測定したものに限り。

複数のホルムアルデヒド発散建築材料で構成された建築材料の区分は、これを構成するホルムアルデヒド発散建築材料の中で区分が最も下位のものの区分とする。

原則として、大臣認定は JIS 規格又は JAS 規格に適合しない建築材料を対象とする。

JIS 規格又は JAS 規格によるマークに紛らわしい表示はしてはならない（工業標準化法第 19 条第 7 項又は農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 18 条第 3 項）。

公正中立で技術的能力のある機関一覧（例）

機関名	電話番号	住所
北海道立北方建築総合研究所	0166-66-4211	〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3-1-20
(財)建材試験センター	03-3664-9216	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-9-8
(財)食品分析センター	042-372-6703	〒206-0025 東京都多摩市永山6-11-10
(財)日本建築センター	03-3434-7169	〒105-8438 東京都港区虎ノ門3-2-2 第30森ビル
(財)日本合板検査会	03-3591-7438	〒105-0003 東京都港区西新橋1-18-17 明産ビル
(財)日本住宅・木材技術センター	03-3589-1796	〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-19 アドレスビル4F
(財)日本塗料検査協会	03-3443-3011	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-12-8 東京塗料会館205
(財)日本紡績検査協会	03-3661-7179	〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町12-9 滋賀ビル内
(財)ベターリビング	03-5211-0599	〒102-0084 東京都千代田区二番町4-5 相互二番町ビル6階
(財)東海技術センター	052-771-5161	〒465-0021 名古屋市名東区猪子石2-710
(財)化学物質評価研究機構	06-6771-5157	〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝1-6-5
(財)日本建築総合試験所	06-6872-0391	〒565-0873 大阪府吹田市藤白台5-8-1

上記一覧はあくまでも例であり今後も変更の可能性がありますのでご注意ください。